大阪市障がい者施策推進協議会部会 第1回障がい者差別解消支援地域協議部会 議事要旨

日時:平成 28 年 8 月 26 日 (金)

午前 10時 00 分から午前 12 時 00 分

場所:大阪市役所 市会第4委員会室

<事務局より一連の資料を説明>

【議題1.委員紹介】

【議題2.部会長・副部会長の選出】

・部会長に北野委員、副部会長に辻川委員を選出。

【議題3.本市における障がい者差別解消のための推進体制について】

- ・フロー図にもあるように、事案解決、困難ケースの事案解決向けての協働連携は、基幹 センターや大阪市部局も一緒に行う理解でよいか。 そのとおり。
- ・差別解消部会の民間事業者の委員の委嘱状況について知りたい。 現在、数名の民間事業者の方に内諾をいただいており、手続きを進めている最中。次 回から民間事業者代表として本部会に参加予定。

【議題4.第1回大阪府障がい者差別解消協議会について(報告)】

- ・大阪府では協議会のもとに、合議体があり、個別事案は非公開の合議体で協議を行う仕 組みであるが、現時点までのところ協議が必要な案件はない。
- ・大阪府と大阪市との役割・連携について、協議はしているのか。大阪府は大阪市からの 事案や相談を受ける体制になっているのか。

基本的には、基礎自治体である大阪市で出来る限り対応していくことが望ましいと、 大阪府からは言われているが、府条例では、大阪府が設置している広域支援相談員に 相談できる仕組みとなっており、大阪市からの相談についても拒むものではないと大 阪府から聞いている。

【議題5.本市の取組み実績及び予定について】

・様々な差別事案を大阪市が集約し、事業者が前向きに対応してもらえるように積極的に

啓発に取り組んでもらいたい。

事案をできる限り集約し、市民及び事業者に対し、積極的な啓発活動を行いたいと考えている。

・特に事業者に対する研修は、法律の説明よりもどういう接客が望ましいのか等の具体事 案を盛り込んだ研修内容にしてほしい。

合理的配慮の好事例等も踏まえて、啓発的な手法を考えていきたい。

・知的障がいのある方に対する説明で、理解が難しい場合がある。今後に活かすためにう まくいかなかった事例も積み上げてほしい。

好事例とそうでない事例どちらも積み上げていく。

【議題6.障がい者差別解消法施行後の本市の相談状況について(報告)】

(資料 5-1 関係)

・件数だけでは相談内容が把握できない。全件の内容について個人情報の点は守りながら 障がい種別、どの場でどういう風な対応を受けたのか、どこで受付けてどういう対応を したのか等、事案の概要を示すことで、何が原因かを明らかにして、そこから対処法が 講じられるものである。本部会が公開の場だから出せないのであれば、非公開にするこ とも検討してほしい。この本部会は基本的に、事例の検討を行う場であり、それが無い と、周知、発信の協議に繋がらない。

今回の部会は審議会の規定により公開で開催している。本部会は第1回ということも あり、今後、議論を深めるために、もう少し具体な事案の概要を示せるよう、会議の 仕組みを検討していきたい。

・大阪市24区もあるのに相談件数が少ないように感じる。統計方法の問題なのか、区役 所等への研修や周知が出来ていないのか検証が必要。また、相談体制の仕組みについて、 相談を受付ける窓口に周知徹底されているのか疑問がある。

市全体として研修や周知不足もあると考え。今後、研修の開催や職員向け e ラーニングを行っていくよう努めていく。

(資料 5-2 関係)

- ・事例検討に当たって、情報が少ないので、イメージができやすいように情報を出すべき。
- ・改善策について、受付けした担当者が確認するような、もう一歩踏み込んだ仕組みを提案すべきだった。
- ・広域にわたる事案だが、規制監督権がある自治体が対応すべき。距離的に難しい場合な どは、都道府県や他都市と連携を図るべき。
- ・合理的配慮の不提供は結果として、拒絶することであることから排除効果が非常に大き

いので、不当な差別と変わらない。また、合理的配慮は個別な問題であるので、出来るだけ具体的なことが示されないと議論できない。今後、この部会を行う上で、この点を踏まえていただきたい。